

令和 7 年度の水質検査項目及び検査頻度

水質基準項目の検査

【高田浄水場】

番号	項 目	水道水質基準値 mg/ℓ以下	給水栓における 法定検査頻度	検査実施頻度			備考	
				原 水	浄 水	給水栓		
基 01	一般細菌	100 個／ml	月 1 回	年 4 回	年 12 回	年 12 回	病原生物	
基 02	大腸菌	検出されないこと						
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回		年 4 回	年 4 回	重金属	
基 04	水銀及びその化合物	0.0005						
基 05	セレン及びその化合物	0.01						
基 06	鉛及びその化合物	0.01						
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01						
基 08	六価クロム化合物	0.02						
基 09	亜硝酸態窒素	0.04						
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01						
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10						
基 12	フッ素及びその化合物	0.8						
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0						
基 14	四塩化炭素	0.002						
基 15	1,4-ジオキサン	0.05						
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04						
基 17	ジクロロメタン	0.02						
基 18	テトラクロロエチレン	0.01						
基 19	トリクロロエチレン	0.01						
基 20	ベンゼン	0.01						
基 21	塩素酸	0.6		—	年 12 回	年 12 回	消毒 副生成物	
基 22	クロロ酢酸	0.02						
基 23	クロロホルム	0.06						
基 24	ジクロロ酢酸	0.03						
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1						
基 26	臭素酸	0.01						
基 27	総トリハロメタン	0.1			年 12 回	年 12 回		年 12 回
基 28	トリクロロ酢酸	0.03						
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03						
基 30	ブロモホルム	0.09						
基 31	ホルムアルデヒド	0.08						
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0						
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2		年 4 回	年 4 回	年 4 回	色	
基 34	鉄及びその化合物	0.3		年 12 回	年 12 回			
基 35	銅及びその化合物	1.0		年 4 回	年 4 回			
基 36	ナトリウム及びその化合物	200		年 12 回	年 12 回			
基 37	マンガン及びその化合物	0.05	年 12 回	年 12 回	年 12 回	味覚		
基 38	塩化物イオン	200	月 1 回	年 4 回	年 12 回	年 12 回	味覚	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 4 回		年 4 回	年 4 回		
基 40	蒸発残留物	500						
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2					発泡	
基 42	ジェオスミン	0.00001	月 1 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	臭い	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	年 4 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	発泡	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02		年 4 回	年 4 回	年 4 回	臭い	
基 45	フェノール類	0.005		年 4 回	年 4 回	年 4 回		
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月 1 回	年 12 回	年 12 回	年 12 回	味覚	
基 47	pH値	5.8～8.6		年 4 回				
基 48	味	異常でないこと		—			年 4 回	
基 49	臭気	異常でないこと						
基 50	色度	5 度以下						
基 51	濁度	2 度以下						

【第二水源地】

番号	項 目	水道水質基準値 mg／ℓ以下	給水栓における 法定検査頻度	検査実施頻度			備考						
				原 水※	浄 水	給水栓							
基 01	一般細菌	100 個／ml	月 1 回	年 2 回	年 12 回	年 12 回	病原生物						
基 02	大腸菌	検出されないこと											
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回				年 4 回	年 4 回	重金属				
基 04	水銀及びその化合物	0.0005											
基 05	セレン及びその化合物	0.01											
基 06	鉛及びその化合物	0.01											
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01											
基 08	六価クロム化合物	0.02											
基 09	亜硝酸態窒素	0.04							無機物質				
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01											
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10											
基 12	フッ素及びその化合物	0.8											
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0											
基 14	四塩化炭素	0.002								一般有機 化学物質			
基 15	1,4-ジオキサン	0.05											
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04											
基 17	ジクロロメタン	0.02											
基 18	テトラクロロエチレン	0.01											
基 19	トリクロロエチレン	0.01											
基 20	ベンゼン	0.01							—	年 4 回	年 4 回	消毒 副生成物	
基 21	塩素酸	0.6											
基 22	クロロ酢酸	0.02											
基 23	クロロホルム	0.06											
基 24	ジクロロ酢酸	0.03											
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1											
基 26	臭素酸	0.01	色										
基 27	総トリハロメタン	0.1											
基 28	トリクロロ酢酸	0.03											
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03											
基 30	ブロモホルム	0.09											
基 31	ホルムアルデヒド	0.08											
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0	年 2 回	年 12 回	年 12 回	味覚 色							
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2											
基 34	鉄及びその化合物	0.3				年 4 回	年 4 回	年 4 回	味覚				
基 35	銅及びその化合物	1.0											
基 36	ナトリウム及びその化合物	200							年 4 回	年 4 回	年 4 回	発泡	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05											
基 38	塩化物イオン	200	年 4 回	年 4 回	年 4 回							臭い	
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300											
基 40	蒸発残留物	500				年 4 回	年 4 回	年 4 回				発泡	
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2											
基 42	ジェオスミン	0.00001							年 4 回	年 4 回	年 4 回	味覚	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001											
基 44	非イオン界面活性剤	0.02	月 1 回	—	年 12 回							年 12 回	基礎的 性状
基 45	フェノール類	0.005											
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3											
基 47	pH値	5.8～8.6											
基 48	味	異常でないこと											
基 49	臭気	異常でないこと											
基 50	色度	5 度以下											
基 51	濁度	2 度以下											

※第一水源地、第二水源地 No. 1、第二水源地 No. 2、中曽根補助水源地の深井戸

【片浦地区】

番号	項 目	水道水質基準値 mg／ℓ以下	給水栓における 法定検査頻度	検査実施頻度			備考		
				原 水 (湧水)	原 水 (深井戸水)	給水栓			
基 01	一般細菌	100 個／ml	月 1 回	年 4 回	年 2 回	年 12 回	病原生物		
基 02	大腸菌	検出されないこと				年 4 回	年 4 回	年 4 回	重金属
基 03	カドミウム及びその化合物	0.003							
基 04	水銀及びその化合物	0.0005							
基 05	セレン及びその化合物	0.01							
基 06	鉛及びその化合物	0.01							
基 07	ヒ素及びその化合物	0.01							
基 08	六価クロム化合物	0.02							
基 09	亜硝酸態窒素	0.04							
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01							
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10							
基 12	フッ素及びその化合物	0.8							
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0							
基 14	四塩化炭素	0.002							
基 15	1,4-ジオキサン	0.05							
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04							
基 17	ジクロロメタン	0.02							
基 18	テトラクロロエチレン	0.01							
基 19	トリクロロエチレン	0.01							
基 20	ベンゼン	0.01							
基 21	塩素酸	0.6							
基 22	クロロ酢酸	0.02							
基 23	クロロホルム	0.06							
基 24	ジクロロ酢酸	0.03							
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1							
基 26	臭素酸	0.01							
基 27	総トリハロメタン	0.1							
基 28	トリクロロ酢酸	0.03							
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03							
基 30	ブロモホルム	0.09							
基 31	ホルムアルデヒド	0.08							
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0							
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2							
基 34	鉄及びその化合物	0.3							
基 35	銅及びその化合物	1.0							
基 36	ナトリウム及びその化合物	200							
基 37	マンガン及びその化合物	0.05							
基 38	塩化物イオン	200	月 1 回	年 4 回	年 2 回	年 12 回	味覚		
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 4 回			年 4 回		年 4 回	発泡
基 40	蒸発残留物	500							
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2							
基 42	ジェオスミン	0.00001	月 1 回			年 12 回	臭い		
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	年 4 回			年 4 回	年 4 回	発泡	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02							
基 45	フェノール類	0.005							
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月 1 回			年 4 回	年 2 回	年 12 回	基礎的 性状
基 47	pH値	5.8～8.6							
基 48	味	異常でないこと							
基 49	臭気	異常でないこと							
基 50	色度	5 度以下							
基 51	濁度	2 度以下							

水質管理目標設定項目の検査

【高田浄水場】

番号	項 目	目 標 値	検査実施頻度	
			原 水	給水栓
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年 4 回	年 1 回
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)		
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年 4 回	—
			自己検査として実施	
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	年 4 回	年 1 回
目 08	トルエン	0.4mg/ℓ以下		
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下		
目 10	亜塩素酸※1	0.6mg/ℓ以下	—	—
目 12	二酸化塩素※1	0.6mg/ℓ以下	—	—
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	—	年 1 回
目 14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	—	
目 15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	年 2 回	年 2 回※2
目 16	残留塩素	1mg/ℓ以下	—	毎日 365 回
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		
目 19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	年 4 回	年 1 回
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下		
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下		
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ※3	3mg/ℓ以下	—	—
目 23	臭気強度(TON)	3 以下	年 4 回	年 1 回
目 24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 25	濁度	1 度以下		
目 26	pH値	7.5 程度		
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	年 4 回	—
			自己検査として実施	
目 28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下(暫定)	年 4 回	年 1 回
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	年 4 回	年 1 回
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 31	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びパーフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和として0.00005mg/L以下	年 4 回	年 1 回

※1 浄水処理工程において二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素の検査を行いません。

また、亜塩素酸は二酸化塩素の消毒副生成物であるため同様に検査を行いません。

※2 高田浄水場の浄水のみ検査を行います。

※3 水質基準項目の「有機物」の検査を行っているため、「有機物等」は検査を行いません。

【第二水源地】

番号	項 目	目 標 値	検査実施頻度	
			原 水※1	給水栓
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)		
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年 1 回	—
			自己検査として実施	
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 08	トルエン	0.4mg/ℓ以下		
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下		
目 10	亜塩素酸※2	0.6mg/ℓ以下	—	—
目 12	二酸化塩素※2	0.6mg/ℓ以下	—	—
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	—	年 1 回
目 14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	—	
目 15	農薬類	検出値と目標値の比の和として 1 以下	年 1 回※3	—
目 16	残留塩素	1mg/ℓ以下	—	毎日 365 回
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		
目 19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下		
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下		
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ※4	3mg/ℓ以下	—	—
目 23	臭気強度(TON)	3 以下	年 1 回	年 1 回
目 24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 25	濁度	1 度以下		
目 26	pH 値	7.5 程度		
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	年 1 回	—
			自己検査として実施	
目 28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下(暫定)	年 1 回	年 1 回
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下	年 1 回	年 1 回

※1 第二水源地No.1深井戸原水

※2 浄水処理工程において二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素の検査を行いません。また、亜塩素酸は二酸化塩素の消毒副生成物であるため同様に検査を行いません。

※3 深井戸原水(第二水源地4ヶ所、片浦地区3ヶ所の計7ヶ所)については、第二水源地No.1は毎年検査を、その他6ヶ所は、6年に1度の頻度で実施。

※4 水質基準項目の「有機物」の検査を行っているため、「有機物等」は検査を行いません。

【片浦地区】

番号	項 目	目 標 値	検査実施頻度	
			原 水※1	給水栓
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下(暫定)		
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	年 1 回	—
			自己検査として実施	
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 08	トルエン	0.4mg/ℓ以下		
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ以下		
目 10	亜塩素酸※2	0.6mg/ℓ以下	—	—
目 12	二酸化塩素※2	0.6mg/ℓ以下	—	—
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下(暫定)	—	年 1 回
目 14	抱水クロール	0.02mg/ℓ以下(暫定)	—	
目 15	農薬類	検出値と目標値の比の和として 1 以下	年 1 回※3	—
目 16	残留塩素	1mg/ℓ以下	—	毎日 365 回
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下		
目 19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下		
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下		
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ※4	3mg/ℓ以下	—	—
目 23	臭気強度(TON)	3 以下	年 1 回	年 1 回
目 24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上 200mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 25	濁度	1 度以下		
目 26	pH 値	7.5 程度		
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	年 1 回	—
			自己検査として実施	
目 28	従属栄養細菌	1ml の検水で形成される集落数が 2,000 以下(暫定)	年 1 回	年 1 回
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	年 1 回	年 1 回
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	水質基準項目として実施	
目 31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下	年 1 回	年 1 回

※1 根府川第二水源地湧水

※2 浄水処理工程において二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素の検査を行いません。また、亜塩素酸は二酸化塩素の消毒副生成物であるため同様に検査を行いません。

※3 片浦地区の各湧水(2ヶ所)は年1回、深井戸原水(第二水源地4ヶ所、片浦地区3ヶ所の計7ヶ所)については、第二水源地No.1は毎年検査を、その他6ヶ所は、6年に1度の頻度で実施。

※4 水質基準項目の「有機物」の検査を行っているため、「有機物等」は検査を行いません。

要検討項目の検査

項 目	検査実施頻度	
	高田浄水場	
	原 水	浄 水
ダイオキシン類	年 1 回	年 1 回

その他検査必要項目

項 目	検査実施頻度			
	原 水			
	高田浄水場	第二水源地 深井戸水	根府川第一水源地湧水 根府川第二水源地湧水	片浦地区 深井戸水
クリプトスポリジウム及びジアルジア	年 6 回	—	年 4 回	—
クリプトスポリジウムの指標菌 (大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	—	年 4 回	年 6 回	年 4 回

項 目	検査実施頻度		
	浄 水		給水栓
	高田浄水場	第二水源地	片浦地区
放射性セシウム (セシウム 134 及び 137)	年 12 回	年 2 回	年 2 回
放射性ヨウ素 (ヨウ素 131)			